

「(仮称)第2次宇都宮市緑の基本計画」全体構想(案)の概要

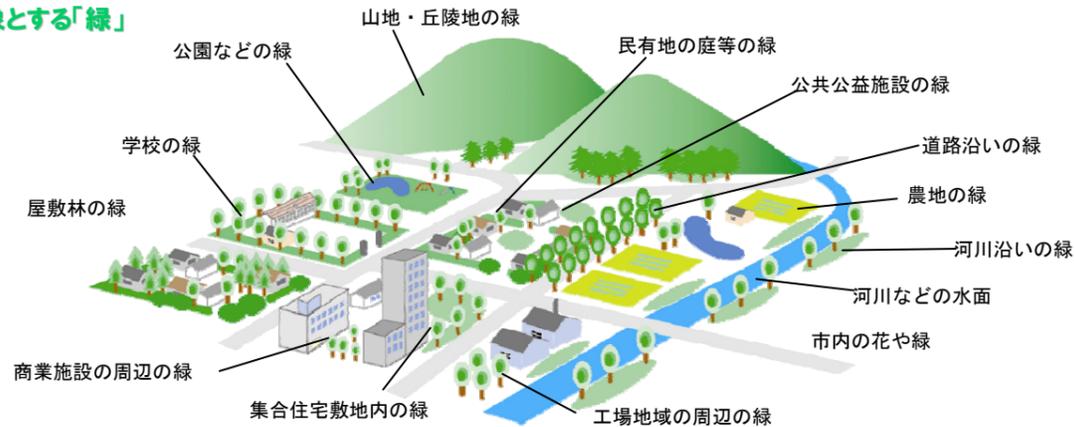
I 計画の改定にあたって

序章 緑の基本計画の役割・位置づけ(P.1)

1 緑の基本計画とは

- 都市緑地法第4条に基づき、市町村がその区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する取組を総合的かつ計画的に実施するために定めるものです。
- 本市では、平成12年に第1次となる「宇都宮市緑の基本計画」を策定しましたが、環境問題に対する社会要請や市民意識の高まりなどに対応するため、この計画を改定します。

2 対象とする「緑」



3 緑のもつ様々な機能

- 緑は「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観形成」等の多様な機能を有しており、快適かつ安全で、魅力あふれる都市づくりに貢献しています。

4 計画の位置づけと目標年次

- 計画の目標年次は平成34年とします。

第1章 緑を取り巻く環境の変化(P.4)

1 今、緑に求められていること

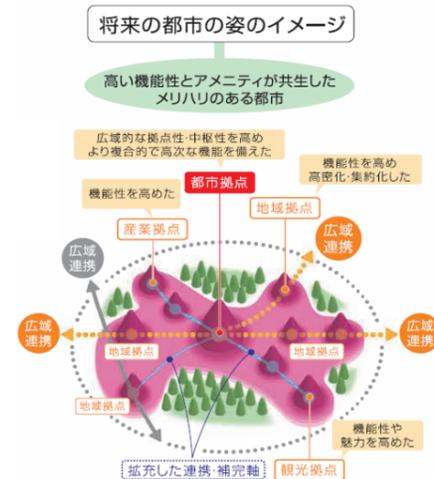
- 低炭素都市づくりに向けた視点
- 生物多様性の保全に向けた視点
- 都市防災に向けた視点
- 緑の多様な機能発揮に向けた視点
- 市民主体のまちづくりに向けた視点

2 緑に関連する法律等の変化

- 景観緑三法の施行
(都市緑地法の改正)
- 社会資本整備重点計画の策定

3 本市の今後のまちづくりのあり方

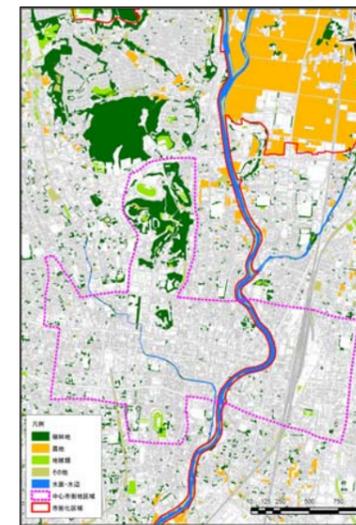
- 「ネットワーク型コンパクトシティ」
(連携・集約型都市)



第2章 緑の現況と課題(P.8)

1 宇都宮市の現況と課題

- 北西部の山地にまとまった緑が存在し、山地・丘陵部から長岡、戸祭山、八幡山公園までくさび状につながっています。農地は鬼怒川、姿川、田川沿いに広がっています。
- 平成20年現在の市域全体の緑被率は63.2%で、中心市街地では10.1%です。
- 緑が多様な生物の生育・生息地や、地域の歴史・文化を伝える資源等になっています。
- 平成21年現在の市内の都市公園は898箇所、近年は小規模の街区公園が多く整備されてきています。
- 市内各所で、市民が参加し、主体的に活動する、緑に関する取組が展開しています。



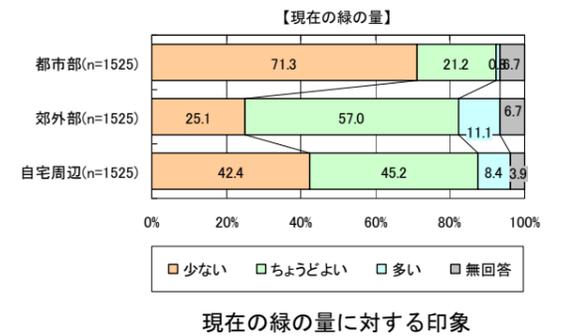
緑被現況図

←市域全域, ↑中心市街地

※緑被：航空写真のデータを用いて樹木や芝生等で覆われた区域や、独立樹等の場合、真上から見た樹冠で覆われた部分を抽出したもの

2 緑に対する市民の意向 (平成21年アンケート実施結果)

- 現在の緑の量が「少ない」と感じている割合が最も高いのは「都市部」で、70%以上となっています。平成12年と比較すると、「都市部も郊外部も緑は少ない」と感じる回答者割合が高まりました。
- 「緑のまちづくり」で取り組んでみたいこととして最も回答が多かったのは「庭やベランダなどで草花や樹木などを育てる」でした。
- 地域の公園に求める役割は、回答者の世代によって違いが見られました。



現在の緑の量に対する印象



3 総合的な課題の整理

① 広がりのある緑・水を将来に渡って守っていくことが必要
(緑地保全)

② 多様な市民ニーズに応えることのできる緑の拠点を充実させることが必要
(緑の拠点整備)

③ 身近な緑を守り、育てていくことが必要
(都市緑化の推進)

④ 「緑のネットワーク形成」を重視することが必要
(緑のネットワーク形成)

⑤ 緑のまちづくりを進めるための「人づくり」が必要
(緑の普及・啓発)